

11月25日（月）

令和元年11月25日（月曜日）

午前10時0分開会

出席議員（39名）

1番	日高利夫	（東諾の未来を考える会）
2番	有岡浩一	（郷中の会）
3番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
6番	武田浩一	（宮崎県議会自由民主党）
7番	山下寿	（同）
8番	窪菌辰也	（同）
9番	脇谷のりこ	（同）
10番	佐藤雅洋	（同）
11番	安田厚生	（同）
12番	内田理佐	（同）
13番	丸山裕次郎	（同）
14番	冨師博規	（無所属の会 チームひびき）
15番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）
18番	高橋透	（同）
19番	中野一則	（宮崎県議会自由民主党）
20番	横田照夫	（同）
21番	濱砂守	（同）
22番	西村賢	（同）
23番	外山衛	（同）
24番	日高博之	（同）
25番	野崎幸士	（同）
26番	日高陽一	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
30番	満行潤一	（同）
31番	太田清海	（同）
32番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
33番	二見康之	（同）
34番	蓬原正三	（同）
35番	右松隆央	（同）
36番	星原透	（同）
37番	井本英雄	（同）
38番	徳重忠夫	（同）
39番	山下博三	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	鎌原宜文
総合政策部長	渡邊浩司
総務部長	武田宗仁
危機管理統括監	藪田亨
福祉保健部長	渡辺善敬
環境森林部長	佐野詔藏
商工観光労働部長	井手義哉
農政水産部長	坊菌正恒
県土整備部長	瀬戸長秀美
会計管理者	大西祐二
企業局長	凶師雄一
病院局長	桑山秀彦
総務部参事兼財政課長	吉村達也
教育長	日隈俊郎
公安委員長	藤田紀子
警察本部長	阿部文彦
代表監査委員	緒方文彦
人事委員長	濱砂公一

事務局職員出席者

事務局局長	片寄元道
事務局次長	和藤安彦
議事課長	齊藤高子
政策調査課長	日高民治
議事課長補佐	鬼川真三
議事担当主幹	山口修隆
議事課主査	井尻隆太
議事課主任主事	三倉潤也

◎ 議長挨拶

○丸山裕次郎議長 開会前に一言申し上げます。

本日は、執行部、関係団体の御協力をいただき、古代衣装を着用し、本会議を開催いたします。

この取り組みは、平成24年度から記紀編さん1300年記念事業の一環として実施しておりまして、県議会といたしましても、「神話のふるさと みやざき」のブランドイメージの一層の浸透が図られることを期待するものであります。

◎ 開 会

○丸山裕次郎議長 これより令和元年11月定例県議会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員指名

○丸山裕次郎議長 会議録署名議員に、脇谷のりこ議員、満行潤一議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○丸山裕次郎議長 まず、会期の決定について議題といたします。

今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、外山衛委員長。

○外山 衛議員〔登壇〕 おはようございます。御報告いたします。

去る11月18日の閉会中の議会運営委員会におきまして、本日招集されました令和元年11月定例県議会の会期日程等につきまして協議をいたしました。

今期定例会に提案されます知事提出議案は合計31件、その内訳は、補正予算3件、条例17件、予算・条例以外11件であります。このほか2件の報告があります。

これらの提出議案の内容等を踏まえ、当委員会におきまして審査した結果、会期は、本日から12月11日までの17日間とすることに決定いたしました。

なお、会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

今期定例会は、11月28日から5日間の日程で一般質問を行います。一般質問終了後、人事案件を採決し、その他の議案・請願について、所管常任委員会への付託を行います。

12月5日から2日間の日程で各常任委員会を開催し、11日の本会議で、付託されました議案・請願の審査結果報告及び採決を行います。

なお、議員から提出される議案の取り扱い及び特別委員会につきましては、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○丸山裕次郎議長 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月11日までの17日間とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

◎ 議案第1号から第31号まで上程

○丸山裕次郎議長 次に、お手元に配付のとおり、知事から、議案第1号から第31号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○丸山裕次郎議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。令和元年11月定例県議会の開会に当たりまして、まず、お見舞いを申し上げます。

10月の台風19号等により、関東や東北地方を初め全国各地で大きな被害が発生しました。お亡くなりになった方々にお悔やみを申し上げますとともに、被害に遭われた方々に、心よりお見舞いを申し上げます。

本県といたしましては、国や全国知事会と連携して、被災県からの応援要請に迅速に対応できる体制を整えるとともに、県内の災害対策にも万全を期してまいります。

次に、一言お礼を申し上げます

本日は、県議会の御発案により、記紀編さん1300年記念事業関連の取り組みとして、古代衣装を身にまとったの本会議となりました。記紀編さん記念事業の集大成として、来年、本県で開催いたします国文祭・芸文祭を成功させるとともに、「神話の源流 みやざき」を県内外へ発信していく上で、このような大変貴重な機

会を設けていただいたことに対しまして、丸山議長を初め県議会の皆様に厚く御礼を申し上げます。

それでは、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、1点御報告をさせていただきます。

高速道路の整備についてであります。

10月14日に日南市におきまして、東九州自動車道日南・志布志道路の日南区間の着工式を、また、一昨日、23日には日南市及び串間市におきまして、同じく、油津・夏井道路の日南区間及び串間区間の本格的な測量作業の着手に当たり、中心くい打ち式を開催し、丸山議長を初め県議会の皆様にも御出席をいただきました。

御支援をいただいております県議会の皆様を初め、御尽力いただきました国土交通省や関係者の皆様に、心から御礼を申し上げます。

今後とも、県内高速道路の一日も早い全線開通を目指し、全力で取り組んでまいります。

それでは、議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、補正予算案についてであります。

補正額は、一般会計が8億3,743万2,000円の増額、公営企業会計が2,893万3,000円の減額であります。この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は6,131億2,605万4,000円となります。

今回の補正予算による一般会計の歳入財源は、国庫支出金1億5,746万5,000円、繰入金2億246万7,000円、県債4億7,750万円でありませぬ。

一般会計補正予算案に計上いたしました主な事業の概要について御説明いたします。

まず、「東京2020オリンピック聖火リレー等実施事業」につきましましては、令和2年4月に本県で実施されますオリンピック聖火リレーに向

け、県内の機運醸成を図るための関連事業を実施するものであります。

次に、「防災拠点庁舎建設事業」につきましては、防災拠点庁舎建設工事のインフレスライド対応や設計内容の変更、工期延長に伴う経費を措置するものであります。

次に、「外国人患者受入れ環境整備推進事業」につきましては、外国人患者受け入れ体制整備のためのセミナー等を開催するとともに、医療機関が外国人患者に関する相談を行うワンストップ窓口を整備するものであります。

次に、「サツマイモ基腐病緊急対策推進事業」につきましては、カンショ産地で発生したサツマイモ基腐病の被害拡大を防止するため、健全な苗や種芋への更新等を支援するものであります。

次に、債務負担行為の設定について御説明いたします。

「東京2020オリンピック聖火リレー等実施事業」につきましては、来年度実施される聖火リレー等の実施に向け、資機材などの準備に今年度から取りかかる必要があることから、債務負担行為を設定するものであります。

次に、小規模企業者等設備導入資金特別会計の「高度化資金貸付金」につきましては、令和4年度に予定しております、フェリー運航会社に対する新船建造資金の貸し付けに当たり、運航会社や金融機関等と融資の内容や返済方法を定めた協定を締結するため、債務負担行為を設定するものであります。

長距離フェリー航路は、農畜産物を初めとする県産品の大消費地への輸送手段及び観光客の移動手段として重要な役割を担う「本県経済の生命線」であることを踏まえ、金融機関等と調整の上、中小企業基盤整備機構の制度資金を活

用して40億円を貸し付けるものであります。

それでは次に、予算以外の議案について御説明いたします。

議案第4号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の名称が改正されたこと等に伴い、関係規定の改正を行うものであります。

議案第5号「国営大淀川左岸土地改良事業負担金徴収条例」及び議案第6号「国営川南原土地改良事業負担金徴収条例」は、土地改良法の規定により、市や町及び受益者から徴収する負担金に関して必要な事項を定めるものであります。

議案第7号「国営大淀川右岸土地改良事業負担金徴収条例を廃止する条例」は、市及び受益者からの負担金の徴収が完了したことから、条例を廃止するものであります。

議案第8号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正等に伴い、関係する手数料の改定等を行うものであります。

議案第9号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」及び議案第10号「市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」は、人事委員会勧告等を踏まえ、職員の給料等を改定するものであります。

議案第11号「職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例」は、地方公務員法の改正等により、成年被後見人及び被保佐人に係る欠格条項が削除されること等に伴い、関係規定の改正を行うものであります。

議案第12号「特定大規模災害等に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する条例」は、特定大規模災害等に対処するため

の地方警察職員の特殊勤務手当の特例を定める条例を制定するものであります。

議案第13号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、知事の権限に属する事務のうち、火薬類取締法等に基づく事務の一部について、取り扱いを希望する市や町に対し権限を移譲するため、関係規定の改正を行うものであります。

議案第14号「宮崎県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例」、議案第15号「宮崎県立自然公園条例の一部を改正する条例」及び議案第17号「うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の一部を改正する条例」は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴い、欠格条項等を見直す改正を行うものであります。

議案第16号「卸売市場法施行条例及び宮崎県小規模卸売市場条例を廃止する条例」は、卸売市場法の改正により、条例で定める地方卸売市場の許可制度が廃止されること等に伴い、関係条例を廃止等するものであります。

議案第18号「建築基準法施行条例の一部を改正する条例」は、建築基準法施行令の改正により、特定避難時間倒壊等防止建築物の定義が変更されたこと等に伴い、関係規定の改正を行うものであります。

議案第19号「宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、民法の改正等に伴い、連帯保証人に係る債務の極度額を定めるなど、関係規定の改正を行うものであります。

議案第20号「職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例」は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の名称が改

正されたこと等に伴い、関係規定の改正を行うものであります。

議案第21号は、社会資本整備総合交付金事業主要地方道竹田五ヶ瀬線波帰之瀬工区（仮称）波帰之瀬橋橋梁下部工工事の請負契約の締結について、議案第22号及び議案第23号は、防災・安全社会資本整備交付金事業国道219号岩下工区（仮称）岩下橋上部工工事及び国道327号尾平工区（仮称）尾平トンネル工事の請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第24号は、県有自動車による交通事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第25号及び議案第26号は、宮崎県建設技術センターなど4施設の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第27号は、令和2年度の全国自治宝くじ及び西日本宝くじの本県発売金額を定めることについて、当せん金付証票法第4条第1項の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第28号は、宮崎県住宅供給公社を解散することについて、地方住宅供給公社法第36条第2項の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第29号及び議案第30号は、収用委員会委員2名が令和元年12月28日をもって任期満了となりますので、その後任委員を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

このうち議案第29号は、大迫敏輝氏の後任委

員として同じく大迫敏輝氏を、議案第30号は、宮永博美氏の後任委員として岩本愛氏をそれぞれ任命いたしたく、土地収用法第52条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第31号は、現在、収用委員会予備委員1名が欠員となっておりますので、予備委員として坂本義広氏を任命いたしたく、土地収用法第52条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、今回提案いたしました議案の概要等について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 知事の説明は終わりました。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす26日から27日までは、議案調査のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、28日午前10時から、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時17分散会